

神戸市公告

神戸複合産業団地（神戸テクノ・ロジスティックパーク）〔工業1工区〕における製造工場用地の買受人の公募を次のとおり行います。

令和6年5月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 公募区画

| 所 在 | 用途地域 | 地 目 | 面 積 |
|--------------------|--------|-----|---------------------------|
| 神戸市西区見津が丘2丁目1番2の一部 | 工業専用地域 | 宅地 | 約 1,703.40 m ² |

- 注 1) 区画の地番及び面積は、分筆登記後に確定します。
- 2) 公募区画の分割はできません。
- 3) 建ぺい率は60%、容積率は200%です。
- 4) 現在、公募区画は土地賃貸借契約により駐車場として使用されていますが、現使用者による原状復旧の上、令和7年1月末に市に返還される予定です。そのため土地の引き渡しは、原則、令和7年2月3日（月）以降となります。
- 5) 当該区画を含む区域は「神戸複合産業団地地区計画（令和4年12月27日変更）」が定められています。

2 公募のしおり・申込用紙の配布

(1) 配布期間

令和6年5月21日（火）から令和6年7月16日（火）まで
（ただし、土日祝日は除く。）

(2) 公募のしおりの配布方法

原則、電子データで配布 ※手渡しでも可

公募のしおりを希望される方は、電子メールにてお申込みください。その際、メールのタイトルは「神戸テクノ・ロジスティックパーク製造工場用地 令和6年度（第1回）公募のしおりの送付について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

<記載事項>

- ① 法人名称、部署、担当者名
- ② 電話番号
- ③ メールアドレス（データ送付先）
- ④ 公募のしおりの使用目的

（申込先） メールアドレス：yuchi_kobo@office.city.kobe.lg.jp

※ 申込用紙の配布方法については、公募のしおりをご覧ください。

3 現地見学会

令和6年6月11日（火）午前11時～午前12時

※ 要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。

※ 雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

4 申込みの受付

(1) 受付期間

令和6年7月2日（火）から令和6年7月16日（火）午後5時まで
（ただし、土日祝日は除く。）

(2) 受付方法

郵送又は持参

5 申込み条件等

(1) 対象事業者

当該区画を買受け、かつ、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）」第2条第3号に規定する製造工場等を、自ら建設・経営する事業者が対象になります。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

6 最低提案価格及び申込価格

(1) 最低提案価格

137,975,000円（1平方メートル当たり81,000円）

(2) 申込価格

(1)の最低提案価格以上とします。

(3) 土地売買代金

土地売買契約は、申込価格を「2 公募区画」記載の面積（1,703.40㎡）で除した額に、分筆登記後に確定した面積を乗じた額とし、1,000円未満は切捨てとします。

(4) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%、土地引渡しの日までに土地売買代金の総額の残額をお支払いください。

7 買受人の決定

(1) 買受申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。

(2) (1)の資格審査で買受人としての資格等を有するとされた申込者を対象として、申込価格提案書を開封します。

(3) 複数の事業者からの申込みがある場合は、申込価格提案書に記載された申込価格が最も高い事業者を買受人として決定し、買受人としての資格等を有する申込者に結果を通知します。
なお、申込価格提案書において申込価格が同額の場合は、申込価格提案書の開封時に抽選を行い、優先順位を決定します。

(4) 買受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者を買受人に決定します。

(5) 買受人の決定後に、買受人の都合により契約を辞退した場合は、原則として辞退の日から1年間は、都市局新都市管理課が実施する産業用地の処分に関する公募への参加はできません。

8 契約の締結

契約は、買受人の決定から概ね3ヶ月後までに公正証書により締結していただきます。契約締結後、神戸市のホームページで公募結果の公表を行います。公表する項目は、件名、公募区画、買受人事業者名、土地売買価格とします。

9 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金及びその他本市に支払う金銭が完納された後、現地立ち会いの上、現状有姿で土地引渡書により行います。なお、公募区画は現在暫定利用中のため、令和7年2月3日（月）以降の土地引渡しとなります。その他、周辺の整備等により、土地の引渡しにさらに時間を要する場合があります。

10 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。